

【伊野商業高等学校】運動部活動に係る活動方針

学校教育目標

産業人としての高い理想と優れた知識・技能を持ち、社会に貢献する有能な人物を育成する。

- ① 人権教育、道徳教育を推進し、豊かな心と相互扶助の精神を養う。
- ② 学力向上に努め、進路を保障する。
- ③ 心身の健全な発達を促し、あらゆる困難に立ち向かうための生きる力を養う。

運動部活動の活動方針

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化活動に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるなどといった好ましい人間関係の形成等を図る。

また、本活動方針策定にあつては、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」等に基づき本校の実態に応じて策定することとする。

基本的事項

①運営に関すること

- (1) 部活動設置について
 - ・本校の教育活動の中に部活動及び同好会を設置する（詳細は、部活動規定を別に定める）。
 - ・各部活動の目標に沿って、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、顧問教員や部活動指導員がついて指導にあたる。
 - ・部活動全体の推進を図るため、生徒指導部内に部活動総括担当者を設置する。
 - ・本年度設置する運動部活動は以下のとおりである。
【陸上競技部、野球部、バレーボール部、バスケットボール部、サッカー部、ソフトテニス部、バドミントン部、卓球部、ボクシング部】
- (2) 指導体制について（顧問配置、外部指導者の活用等）
 - ・顧問、学級担任、保護者間の連携をとり、円滑な運営を心がける。
 - ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用（部活動指導員、運動部活動サポート事業）等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- (3) 顧問会議、キャプテン会議について
 - ・顧問会議を原則2ヶ月に1回開き、各部の現状や課題を共有し、全員で課題解決に向けた取組を行う。
 - ・キャプテン会議を定期的に関き、活動について共通認識を図る。
- (4) 家庭、地域との連携について
 - ・部活動保護者会を開き、保護者と顧問による円滑な運営のための共通理解を図る。
- (5) 研修について
 - ・県が主催する研修会（運動部活動コーディネーター研修会、運動部活動指導力向上研修等）に参加し、その内容を顧問会等において校内に周知する。
 - ・各競技団体が行う研修会等を受講し、得られた内容は顧問会等で情報共有を行い、職員の指導力の向上を図る。
- (6) 部費又は集金の取扱いについて
 - ・管理職や事務職員等の指導を受け、出納簿作成や監査等、適切に取り扱う。

②活動に関すること

- (1) 施設や用具について
 - ・使用した設備の整頓・清掃は使用者が行う。
 - ・校舎の施設等は顧問（教職員等）が責任をもって行う。
- (2) 事故防止や安全対策について
 - 〈①危機管理・救急マニュアル等の確認 ②環境確認・整備等〉
 - ・事故には十分留意し、怪我が起きた場合には「緊急時連絡体制」に従って速やかに行動する。特に、熱中症に関しては、以下の点に留意する。
*熱中症への対策（測定器を活用し、時間帯を決め定期的に測定し状況を把握する）
〈①活動前・活動中・活動後に水分・塩分の補給 ②適切な休憩 ③屋内外別のWBGT値などの判断基準や指標等〉
 - ①活動中にはこまめに水分補給と塩分補給を行いながら行う。活動前後にも水分・塩分の補給を行う。
 - ②活動中は、適切に休憩時間を設ける。
 - ③WBGT25℃以上の環境では水分・塩分の補給及び休憩を積極的に設け、WBGT31℃以上の場合は活動中止の判断を検討する。
- (3) 対外試合、合同練習等の実施について
 - ・他校または外部との試合・合同活動は、土曜日・日曜日・祝日・長期休業中とし、平日は原則禁止とする。
 - ・教職員が引率することとする。
 - ・校外活動を行う場合には「生徒の部活動（校外授業）許可願」を教頭に提出すること。
 - ・生徒の健康や学習面等を確保するためにも計画的に設定すること。

③活動時間に関すること

(1) 活動時間及び日数について

ア 活動時間

1日の活動時間は、原則として平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 ただし、次の条件を満たす場合に限り、平日は3時間程度、休日は4時間程度まで延長して行うことができるものとする。
 【※条件：校長が学校経営上必要と認め、かつ、事前に生徒や保護者の同意を得た部活動であること。】
 また、種目の特性等で上記の基準によりがたい場合は、年間の活動時間が週平均16時間まで活動することができるものとする。

イ 休養日

- ①少なくとも週当たり1日以上の休養日を継続的に設定する。
 - ②定期試験期間中は、原則、部活動は行わない。
 - ③長期休業中には、一定期間のオフシーズンを設定する。
- ※①②③を合わせて、年間を通して週2日以上の割合で休養日を計画的に設定する。

ウ その他

- 部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。
- ①高体連、高野連、高文連が主催、共催する大会とする。
 - ②その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面に十分配慮する）。

	週のうち定休日（曜日）	オフシーズン（長期休業中）	平日の活動時間	休日の活動時間	備考
①陸上競技部	土・日	夏季10日、冬季8日、春季5日 ※競技特性により変動あり	2時間程度 ※延長条件あり	3時間程度 ※延長条件あり	
②野球部	木曜日	夏季10日、冬季8日、春季5日 ※競技特性により変動あり	2時間程度 ※延長条件あり	3時間程度 ※延長条件あり	
③バレーボール部	土・日	夏季10日、冬季8日、春季5日 ※競技特性により変動あり	2時間程度 ※延長条件あり	3時間程度 ※延長条件あり	
④バスケットボール部	木・日	夏季10日、冬季8日、春季5日 ※競技特性により変動あり	2時間程度 ※延長条件あり	3時間程度 ※延長条件あり	
⑤サッカー部	土・日	夏季10日、冬季8日、春季5日 ※競技特性により変動あり	2時間程度 ※延長条件あり	3時間程度 ※延長条件あり	
⑥ソフトテニス部	木・土・日	夏季10日、冬季8日、春季5日 ※競技特性により変動あり	2時間程度 ※延長条件あり	3時間程度 ※延長条件あり	
⑦バドミントン部	日曜日	夏季10日、冬季8日、春季5日 ※競技特性により変動あり	2時間程度 ※延長条件あり	3時間程度 ※延長条件あり	
⑧卓球部	土・日	夏季10日、冬季8日、春季5日 ※競技特性により変動あり	2時間程度 ※延長条件あり	3時間程度 ※延長条件あり	
⑨ボクシング部	水・金・日	夏季10日、冬季8日、春季5日 ※競技特性により変動あり	2時間程度 ※延長条件あり	3時間程度 ※延長条件あり	
備考					

評価と改善（上記①～③）

①運営に関すること ②活動に関すること ③活動時間に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・設定どおりに実施できたか。 ・特に実施できていなかった部活動は、何部だったか。 ・考えられる、実施できなかった要因は何か。 	各部活動の顧問教員は、①運営、②活動、③活動時間について、設定どおりに実施できたかどうか、また実施できなかった要因について検証を行い、部活動顧問会議又は年度末の職員会議において情報を共有し、次年度の計画を立てる。
---------------------------------------	--	--

*なお、策定にあたっては、「運動部活動指導者ハンドブック」（平成31年2月 高知県教育委員会）及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」（平成31年1月 高知県教育委員会事務局保健体育課）を参照すること。